

見守り 新鮮情報

第39号

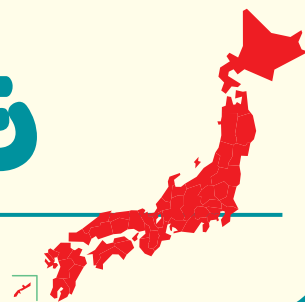
友人から「アメリカの投資会社に
1000ドル投資すれば、**週に
80ドル**の配当が**40週間もらえる**」、
さらに「誰かを勧誘すれば
紹介料ももらえる」と

勧められた。よい話だと思い、
日本の代行会社に、
約12万円を振り込んだ。
配当金の請求はインターネットで
できるとのことだったが、
受け取りの**手続きが**
できない。



友人に誘われ投資、誰かを 勧誘すれば紹介料も

■平成20年4月頃から ■全国で



ひとこと助言

うまい話には
気をつけて



見守るくん

- 「出資をして人を紹介すれば、高額な配当のほかに紹介料も入る」とのうたい文句で勧誘して出資金を募る手口です。このようなしくみの投資話は、違法の可能性が高く、そもそも信用できません。契約するのはやめましょう。
- 親しい人から勧められてもきっぱりと断りましょう。自分が被害者になるばかりではなく、人を誘うことで刑事罰に問われることもあります。
- 心配な時は、お住まいの自治体の**消費生活センター**にご相談ください。